

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和3年5月10日（令和3年（行情）諮問第181号）

答申日：令和3年9月9日（令和3年度（行情）答申第236号）

事件名：環境省が特定学会に特定症状をめぐる見解を出すことを依頼した文書に係る依頼内容等が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月29日付け環企発第2101291号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、「2 不開示とした部分」に記載の処分を取り消し、当該文書を開示する裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

- (1) 本件（2021年1月29日付）の不開示処分は、2019年11月1日付と2020年11月9日付の情報公開・個人情報保護審査会答申、およびこれらを受けた環境大臣の裁決（2019年12月10日付、2020年12月24日付）という経緯を経ています。

しかし、本件の不開示通知では「訴訟の一方当事者である国が、当該訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が明らかとなることにより、将来行われ得る当該訴訟又は同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり」と、当該文書の存否も含めて応答を拒否した2020年2月5日付けの不開示通知と全く同じ文書を繰り返しています。

本件請求に対する対応が「文書の存否を含め応答を拒否」から「不開示」に変わっただけです。

当該文書を開示するよう要求している請求人の請求内容や、上記の審査会答申、環境大臣裁決の趣旨を意図的に曲解している悪質なご飯論法

です。

- (2) 上記の審査会答申・環境大臣裁決書には、行政文書開示請求に対して不開示処分の決定をした場合には、どのような情報につき、どのようなおそれがあることから不開示事由に該当すると判断したのか、その根拠を具体的に文書で示し、開示請求人に了知させる必要があると明記されています。

しかし、本件不開示通知には何も具体的な理由が示されていません。

不開示とするならば、既に開示されている文書（特定学会への照会文）の作成過程について、誰がどんな権限で、どのような検討を経て意思決定をしたのかを明らかにすることが、民主主義・国民主権を掲げているこの国で、なぜ国の訴訟当事者の立場を「不当に」害することになるのか、どんな不都合が生じるのか、どんな情報を基に何を根拠にそのように判断をしたのか具体的に説明する必要があります。

具体的な理由を示さず不開示とすることは、違法であると二度にわたって答申、裁決されたことが全く顧みられていません。

- (3) さらに、「将来行われ得る」や「同種訴訟」という、現在では存在もせず何の情報もないものを持ち出されては、審査請求人は具体的、効果的な主張をすることができません。

また、具体的な根拠も示さずに不開示の対象をいくらでも広げることができます。

このような抽象的で不当な主張をすることに対して強く抗議します。

- (4) また、「同種の訴訟」が「将来行われ得る」と環境省が考える理由を具体的に説明することを要求します。

今回の決定は、具体的な根拠・理由も示さず不開示としており、法9条2項の趣旨と、行政手続法違法8条1項に照らして違法な決定です。

そもそも行政の意思決定に関する情報を明らかにしないという環境省の姿勢自体が、法の成立目的、社会要請に反するものです。

よって、不開示処分を取り消し、直ちに審査請求人の求めに応じて当該文書を開示することを要求します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成30年5月25日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成30年7月13日付けで審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（以下「前回不開示決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成30年7月30日付けで、処分庁に

対してこの前回不開示決定について、「公文書等の管理に関する法律」と憲法の趣旨・目的にのっとり、当該文書・情報の開示を求める。」という趣旨の審査請求（以下「前々回審査請求」という。）を行い、処分庁は同月31日付けでこれを受理した。

- (4) 処分庁は、前々回審査請求について検討を行い、前回不開示決定を維持するのが相当と判断し、平成30年9月5日付けで、処分庁において前々回審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。
- (5) 情報公開・個人情報保護審査会は令和元年11月1日付けで、本件対象文書につき、「その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである」との答申（以下「前回答申」という。）を発出した。
- (6) 処分庁は、前回答申を受け、令和元年12月10日付けで、「本件審査請求に係る処分は、これを取り消す」との裁決（以下「前回裁決」という。）を行った。
- (7) 処分庁は、前回裁決に従い、令和2年2月5日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（以下「一部開示決定」という。）を行った。
- (8) これに対し、審査請求人は、令和2年2月18日付けで、処分庁に対してこの一部開示決定について、「「2 不開示とした部分とその理由」に記載の処分を取り消す裁決を求めます。」という趣旨の審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行い、処分庁は同月19日付けでこれを受理した。
- (9) 処分庁は、前回審査請求について検討を行い、一部開示決定を維持するのが相当と判断し、令和2年5月11日付けで、処分庁において前回審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。
- (10) 情報公開・個人情報保護審査会は令和2年11月9日付けで、「本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである」との答申（以下「本件答申」という。）を発出した。
- (11) 処分庁は、本件答申を受け、令和2年12月24日付けで、「本件審査請求に係る処分は、これを取り消す」との裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。
- (12) 処分庁は、本件裁決に従い、令和3年1月29日付けで審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（原処分）を行った。
- (13) これに対し、審査請求人は、令和3年2月12日付けで、処分庁に対してこの不開示決定について、「「2 不開示とした部分とその理

由」に記載の処分を取り消す裁決を求めます。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、処分庁は同月16日付けてこれを受理した。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

請求のあった行政文書については、争訟に係る事務に関するものであって、訴訟の一方当事者である国が、当該訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が明らかとなることにより、将来行われ得る当該訴訟又は同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当することから不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は本件不開示決定の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求する行政文書は、本件請求文書である。

このうち、「①この依頼をした文書」及び「②既に見解案または見解が環境省に提出されているのならば、その見解案、見解。」については開示しており、本件審査請求の対象ではない。

上記第2（3）及び（4）について、現在係争中の特定症状関連訴訟は以下のとおりであって、今後の同旨の提訴も含め、本件に係る行政文書は、特定症状関連訴訟に係る事務に関するものである。

- ・最高裁判所 損害賠償請求上告事件
- ・最高裁判所 損害賠償請求上告受理事件
- ・最高裁判所 国家賠償等請求上告事件
- ・最高裁判所 国家賠償等請求上告受理事件
- ・熊本地方裁判所 特定第2次国家賠償等請求事件
- ・新潟地方裁判所 損害賠償請求事件
- ・東京地方裁判所 損害賠償等請求事件
- ・東京地方裁判所 国家賠償等請求事件
- ・大阪地方裁判所 損害賠償請求事件

上記第2の2（2）について、行政手続法8条1項に基づき提示する理由としては、開示請求者に対して、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知しうるものでなければならないという趣旨を踏まえ、環境省が提示した理由は、請求のあった行政文書については、争訟に係る事務に関するものであって、訴訟の一方当事者である国が、当該訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が明らかとなることにより、将来行われ得る当該訴訟又は同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来し、国の当事者としての地位を不当に害

するおそれがあり、法5条6号口に該当することを具体的に示したものである。

これに加えて、審査請求人が要求する、「既に開示されている文書（特定学会への照会文）の作成過程について、誰がどんな権限で、どのような検討を経て意思決定をしたのかを明らかにすること」について、個別具体的な事情を詳細に示した場合、結果的に訴訟の一方当事者である国の当該訴訟または同種訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が事実上開披されることが避けられず、現在継続中の訴訟や将来行われ得る同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来すおそれが生じうることとなり、法5条6号口に該当することから、既に開示した部分以外の行政文書については不開示とせざるを得ない。

以上のことから、審査請求人の指摘はあたらない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年6月14日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる文書であり、処分庁は、本件対象文書の全てを法5条6号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は原処分の妥当性について、上記第3の3のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、特定症状関連訴訟に係る事務に関するものであり、これを公にした場合、国の訴訟における主張の組立ての根幹等を相手

方にも明らかにすることとなる。

イ また、本件対象文書を公にした場合、国の手の内の情報が訴訟手続を経ずに訴訟の相手方に伝わり、国の当事者としての地位が害され、国の対応方針等が誤って推認されたり誤解されたりするなどして国の適切な対応を困難にさせるおそれがある。

- (2) 上記を踏まえ検討すると、本件対象文書は、特定症状関連訴訟の対応に係るものとして作成された文書と認められ、本件対象文書を公にすると、国の主張の組立ての根幹等や手の内情報を相手方に明かすこととなり、訴訟の一方当事者である国の当該訴訟または同種訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が事実上開披され、現在係属中の訴訟や将来行われ得る同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来し、訴訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3及び上記(1)の説明を否定することまではできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件対象文書は、その全部が法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2において、原処分における理由の提示に不備がある旨主張しているようにも解されるが、当審査会において本件不開示決定通知書を確認したところ、不開示とした理由については、上記第3の2のとおり記載されており、不開示理由を了知し得る程度に示されていると認められることから、原処分の理由の提示に不備があるとは認められない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件請求文書から引き写した文書名を不開示決定通知書に記載したものであるが、本来、特段の支障がない限り、不開示決定通知書には、特定した文書名に即した名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条6号ロに該当するとして不開示とした決定については、同号ロに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件請求文書

同封（省略）の「2017年度第5回特定学会議事要旨」の7頁「2. ② 特定症状をめぐる意見」に、環境省が当該学会へ見解を出すことを依頼したことが記載されている。①この依頼をした文書。依頼内容，依頼した担当者，依頼先の担当者の氏名・役職が分かるもの全て。②既に見解案または見解が環境省に提出されているのならば，その見解案，見解。

2 本件対象文書

請求のあった「依頼内容，依頼した担当者，依頼先の担当者の氏名・役職が分かるもの全て」に係る行政文書。